

# 個人寄附に係る税額控除の要件の見直し (所得税)

## 大綱の概要

少子化の進展に伴い、園児数等が減少していく中で、保育所等における教育・子育ての環境の充実を図る観点から、保育所、認定こども園、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を行う社会福祉法人等に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリックサポートテスト要件のうち寄附者100人以上との要件を緩和し、法人が設置するこれらの施設の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、これを最低10人（定員を5,000で除した数に100を乗じた数）以上、かつ、年平均の寄附金総額が30万円以上であることとする。

○ 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があり、(1)②の要件が緩和される。

### 【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・社会福祉法人の保育所等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、A保育所(200人)、B保育所(200人)、児童養護施設(100人)を運営している法人は、10人( $\frac{500}{5000} \times 100$ )以上の寄附が必要。